

舞鶴都市計画の変更に伴う手続きについて

都市計画の変更の際し、10月7日から10月21日に案の縦覧を行う。
なお、期間内には意見書の提出が可能。

○都市計画案の縦覧

都市計画案の縦覧を行う。下記期間内には意見の提出が可能。

① 内容

舞鶴都市計画下水道の変更

② 案の縦覧場所

舞鶴市都市計画課、西支所、加佐分室、中公民館、南公民館
(意見書の提出は舞鶴市都市計画課)

③ 縦覧期間：令和4年10月7日(金)～令和4年10月21日(金)

【お問い合わせ先】

都市計画課：☎0773-66-1048、FAX0773-62-9894

E-Mail：tokei@city.maizuru.lg.jp

担 当：吉田、上羽、佐藤